

# 第31回『今尾の左義長』写真コンテスト(応募要項)

<場所> 岐阜県海津市平田町今尾 「秋葉神社」

<日時> 平成29年2月12日(日) 正午～午後4時頃

◇題材

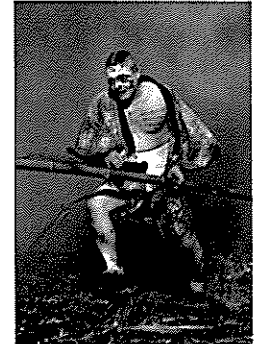
「今尾の左義長」を紹介する作品

◇サイズ等

フィルムカメラ、デジタルカメラで撮影したカラープリント写真。  
サイズは四つ切(ワイド可)またはA4サイズに限る。  
※組写真、合成写真、デジタル写真の画像処理は不可とする。  
また、額装、台紙やパネルに貼った写真も不可とする。



【第30回祭りの部金賞作品】



【第30回人物の部金賞作品】

◇締め切り

平成29年2月28日(火) ※郵送可(当日消印有効)

◇応募方法

必要事項を明記した応募票を必ず写真の裏面に貼付の上、下記応募先に  
持込または郵送してください。

※応募作品は、お1人につき1部門1点とします。

◇応募先

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地  
海津市商工観光課「今尾の左義長写真コンテスト」係 宛 TEL(0584)53-1374(直通)

◇発表

入賞者に直接通知します。市報かいづ5月号及び岐阜新聞紙上、また市ホームページでも発表します。

◇賞

《祭りの部》《人物の部》それぞれに対して ●金賞1点 ●銀賞1点 ●銅賞1点 ●佳作7点

- 金 賞=1点【賞状・賞金20,000円】
- 銀 賞=1点【賞状・賞金10,000円】
- 銅 賞=1点【賞状・賞金 5,000円】
- 佳 作=7点【賞状のみ】

《裏面の注意事項等もご確認ください。》

◇応募票(太枠内を記入して下さい。Noは記入しないでください。応募部門はお間違いないようにお願いします。)

キリトリセン		キリトリセン	
第31回 「今尾の左義長」写真コンテスト応募票		第31回 「今尾の左義長」写真コンテスト応募票	
No. _____		No. _____	
ふりがな 作品名		ふりがな 作品名	
部 門	祭りの部	部 門	人物の部
ふりがな		ふりがな	
氏 名		氏 名	
住 所	〒 TEL: _____	住 所	〒 TEL: _____

#### ◇注意事項

- ① 応募作品は、未発表かつ発表予定のない作品とします。
- ② 作品中に、他人が著作権等を持つ著作物等が含まれる場合には、応募者の責任において、その著作物等について著作権者等から応募のための複製等の利用承諾を得るものとします。また、人の肖像権等を利用する場合についても同様とします。第三者との紛争に発展した場合は、応募者の責任と費用負担においての解決をお願いします。
- ③ 主催者が入賞作品を利用するにあたって、必要に応じて、入賞者の氏名の表示をします。氏名を表示する場合には、事前に受賞者に連絡を行います。
- ④ 主催者が入賞作品を利用するにあたり、その利用形態に応じて作品の拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾いただくものとします。ただし、主催者はこれらの改変であっても、入賞作品の本質的な部分を損なうことが明らかな改変はできないものとします。
- ⑤ 主催者は、前項以外の改変を行う場合は、あらかじめ入賞者の承諾を得るものとします。
- ⑥ 受賞者は、入賞作品の著作権のうち、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第23条及び第25条から第28条までに規定する権利、使用权及び所有権は主催者に移転します。
- ⑦ 主催者は、入賞作品を独占的に利用できるものとします。

#### ◇作品取扱

応募作品は、お返ししません。応募作品の所有権は、主催者に移転します。  
入賞以外の応募作品は平成29年度中に処分を行う予定です。

#### ◇その他

- ① 入賞されなかった作品の著作権は主催者に移転しません。
- ② 入賞者は、原版（画像データ）を提出いただきます。提出については、後日、入賞者へ直接通知します。
- ③ 賞金等に係る税金については、最寄りの税務署に相談してください。
- ④ 応募に当たりご提供いただいた個人情報は、本要領による事務のためのみ使用します。

#### ◇主催者

海津市

#### ◇後援

海津市商工会 海津市観光協会 （一社）岐阜県観光連盟 岐阜新聞・ぎふチャン 写真の宝山